

レビュー業務実務指針 2431「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対するレビュー業務に関する実務指針」の改正について

2025 年 7 月 17 日
日本公認会計士協会

新	旧
レビュー業務実務指針 2431	レビュー業務実務指針 2431
東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対する レビュー業務に関する実務指針 2021 年 6 月 9 日 改正 2021 年 9 月 16 日 改正 2022 年 1 月 13 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 6 月 20 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 2025 年 7 月 17 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第 12 号) 《Ⅰ 本実務指針の適用範囲》 (省 略) 《Ⅱ 本レビュー業務を実施する上での留意事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用》 (省 略) 以 上 ・ 本実務指針（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日公表） ・ 本実務指針（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 保証業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」（2024 年 4 月 18 日改正） （修正箇所：第 18 項、第 22 項、第 23 項、第 27 項及び第 28 項から第 32 項） － 保証業務実務指針（序）「レビュー業務実務指針、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並	東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対する レビュー業務に関する実務指針 2021 年 6 月 9 日 改正 2021 年 9 月 16 日 改正 2022 年 1 月 13 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 6 月 20 日 最終改正 2024 年 9 月 26 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (実務指針：第 12 号) 《Ⅰ 本実務指針の適用範囲》 (省 略) 《Ⅱ 本レビュー業務を実施する上での留意事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用》 (省 略) 以 上 ・ 本実務指針（2022 年 10 月 13 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 保証業務実務指針（序）「保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（2022 年 7 月 21 日公表） ・ 本実務指針（2024 年 9 月 26 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 － 保証業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」（2024 年 4 月 18 日改正） （修正箇所：第 18 項、第 22 項、第 23 項、第 27 項及び第 28 項から第 32 項） － 保証業務実務指針（序）「レビュー業務実務指針、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並

新	旧
びに関連する公表物の体系及び用語」（2024 年 9 月 26 日改正） （上記以外の修正箇所） ・ <u>本実務指針（2025 年 7 月 17 日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</u> <u>－ 監査基準報告書 700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024 年 9 月 26 日改正）</u>	びに関連する公表物の体系及び用語」（2024 年 9 月 26 日改正） （上記以外の修正箇所）
《付録 1 経営者確認書の記載例》 (省 略) 《付録 2 独立業務実施者のレビュー報告書の文例》 (省 略)	《付録 1 経営者確認書の記載例》 (省 略) 《付録 2 独立業務実施者のレビュー報告書の文例》 (省 略)
独立業務実施者のレビュー報告書 ×年×月×日 △△株式会社 取締役会 御中（注 1） 〇〇監査法人 〇〇事務所（注 2） 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業務執行社員 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業務執行社員 (注 3) (省 略) 業務実施者の責任 当監査法人（注 4）の責任は、独立の立場から部門連結財務情報に対する結論を表明することにある。当監査法人（注 4）は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2431「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対するレビュー業務に関する実務指針」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2431は、当監査法人（注 4）に、全体としての部門連結財務情報が、東京証券取引所の定める「部門財務情報の作成基準」に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注 4）に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている（注 8）。 レビュー業務実務指針2431に準拠した部門連結財務情報のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施さ	独立業務実施者のレビュー報告書 ×年×月×日 △△株式会社 取締役会 御中（注 1） 〇〇監査法人 〇〇事務所（注 2） 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業務執行社員 指 定 社 員 公認会計士 〇〇〇〇 業務執行社員 (注 3) (省 略) 業務実施者の責任 当監査法人（注 4）の責任は、独立の立場から部門連結財務情報に対する結論を表明することにある。当監査法人（注 4）は、日本公認会計士協会が公表したレビュー業務実務指針2431「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対するレビュー業務に関する実務指針」に準拠してレビューを行った。レビュー業務実務指針2431は、当監査法人（注 4）に、全体としての部門連結財務情報が、東京証券取引所の定める「部門財務情報の作成基準」に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかったかどうかについて結論を表明することを求めている。また、レビュー業務実務指針2400は、当監査法人（注 4）に職業倫理に関する規定を遵守することを求めている。 レビュー業務実務指針2431に準拠した部門連結財務情報のレビューは、限定的保証業務である。レビューにおいては、主として経営者及びその他適切な者に対する質問並びに分析的手続が実施さ

新		旧	
れ、入手した証拠の評価が行われる。 レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人（注４）は、上記の部門連結財務情報に対して監査意見を表明しない。 （省 略） 以 上	（省 略） （注８）社会的影響度の高い事業体のレビューである場合には、「また、レビュー業務実務指針 2400 は、当監査法人（注４）に職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）を遵守することを求めている。」とする。 （注９）レビュー報告書の配布及び利用制限はされない前提としている。 《付録３ レビュー３者関係》 （省 略） 以 上	れ、入手した証拠の評価が行われる。 レビュー手続は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される監査に比べて相当程度限定された手続であり、当監査法人（注４）は、上記の部門連結財務情報に対して監査意見を表明しない。 （省 略） 以 上	（省 略） （新 設） （注８）レビュー報告書の配布及び利用制限はされない前提としている。 《付録３ レビュー３者関係》 （省 略） 以 上 以 上